

# 中小企業金融円滑化法終了後の 当金庫の取組みについて

平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます）が平成25年3月末をもって期限を迎えることとなりますが、当金庫は引き続き全役職員をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいりますのでお知らせいたします。

- (1) 当金庫は、地域社会の繁栄と経済発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮して、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。
- (2) 当金庫は、引き続き必要に応じて外部専門家や外部機関、他金融機関等と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。  
また、こうした基本的な取組みは、金融円滑化法の期限到来後も堅持してまいります。
- (3) 当金庫は、引き続きコンサルティング機能を発揮していくために、お客さまごとの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って積極的に提案してまいります。  
また、お客さまが抱える経営課題は様々であり、そうした課題の解決には相応の時間がかかることを十分認識し、金融円滑化法終了までに最終的な解決を求めるということではなく、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
- (4) 当金庫は、お客様からのご相談に真摯に対応するため、各営業店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

以 上